

2019年（平成31年）3月11日

放送人権委員会決定 第69号
「芸能ニュースに対する申立て」
— 見 解 —

放送倫理・番組向上機構 [BPO]

放送と人権等権利に関する委員会（放送人権委員会）

「芸能ニュースに対する申立て」に関する委員会決定 — 見 解 —

申立人 細川茂樹
被申立人 株式会社TBSテレビ

苦情の対象となった番組

『新・情報7daysニュースキャスター
超豪華！芸能ニュースランキング2017決定版』

放送日時 2017年12月29日（金）午後9時00分～午後11時04分
（午後9時57分10秒～57分41秒）

【決定の概要】	2ページ
本決定の構成	
I 事案の内容と経緯	4ページ
1. 放送の概要と申立ての経緯	
2. 本件放送の背景事情	
3. 本件放送の内容	
4. 論点	
II 委員会の判断	7ページ
1. 名誉毀損について	7ページ
（1）摘示事実について	
（2）名誉毀損について判断することの適否	
2. 放送倫理上の問題について	10ページ
（1）本件仮処分決定への言及がないことについて	
（2）やんちゃ発言VTRについて	
（3）本件仮処分決定後の事情について	
III 結論	14ページ
IV 放送概要	15ページ
V 申立人の主張と被申立人の答弁	16ページ
VI 申立ての経緯及び審理経過	19ページ

【決定の概要】

本件申立ての対象となったのは、TBSテレビで2017年12月29日に放送された『新・情報7days ニュースキャスター超豪華！芸能ニュースランキング2017 決定版』（以下、「本件番組」という）の一部である。本件番組は2017年の芸能ニュースをランキング形式で取り上げるものであり、その14位の項目の冒頭に申立人に関して放送された部分が問題となった（この部分を以下、「本件放送」という）。

本件放送では、まず、「14位、俳優・細川茂樹、事務所と契約トラブル」というナレーションのあと、過去に放送された申立人のVTRが放送され、その中で「誰に何を言われようと、やんちゃに生きていきますね」という申立人の発言が流される（以下、「やんちゃ発言VTR」という）。その後再びナレーションで、「昨年末、所属事務所からパワハラを理由に契約解除を告げられた細川茂樹さん。今年5月、契約終了という形で、表舞台から姿を消した」などと述べられる。本件放送の放送時間は31秒である。

本件放送による摘示事実について、「昨年末～」というナレーション自体は多義的であるが、それに先立つやんちゃ発言VTRや、本件放送のテロップも含めると、申立人がパワハラを行ったことを断定しているとまでは言えないが、そうした疑惑が相当程度濃厚であるという事実を摘示するものと言え、申立人の社会的評価を低下させる。

ところで、委員会には事案を人権侵害の問題として扱うか、放送倫理上の問題として扱うかについて、判断の余地が存在する。次の①から③までを総合的に考慮すると、名誉毀損の成否についての判断をするよりも、放送倫理上の問題を取り上げることの方が、報道被害の解決を図りつつ、正確な放送と放送倫理の高揚への寄与のために有益だと考える。

①本件放送がごく短いもので、ナレーション及びテロップそのものは概ね真実であること（もっとも、重大な言及漏れがあることは後述a）の通りである）、そして、本件放送はごく短いものであり、特に揶揄するような表現を用いているわけでも、パワハラが存在を断定するものでもなく、本件放送そのものが申立人の社会的評価に及ぼした影響は小さいこと、②申立人の被害感情が大きいことには理解できる側面があるが、TBSに悪意があったわけではないこと、③TBSは早い段階から本件放送に一定の問題があったことを認めて協議に応じてきたのであり、早期に被害回復措置がとられる可能性もあったこと。

そして、次の2点について放送倫理上の問題がある。a) 申立人の主張を認める東京地裁の本件仮処分決定に言及しなかったことによって、当事者の主張が食い違う紛争・トラブルの事案を扱う際に特に求められる公平・公正性及び正確性を欠くことになったこと、b) やんちゃ発言VTRを使用したことが申立人の名誉や名誉感情に対

する配慮に欠けたこと。他方、本件番組が年末特番であって、申立人の契約トラブルが話題になった時点から時間が経っていることとの関係で、事後確認を十分にしていなかった点に放送倫理上の問題があるとまで言えるかについては、委員の間で一致をみななかった。

本件放送は芸能情報番組の一部であるが、芸能情報については、制作者側に、視聴者が必ずしも真剣に受け止めるわけではないし、芸能人である以上は多少不正確な情報でも甘受すべきだという考えがあるのかもしれない。一般的にはそのように言える場合もあり得るが、本件は申立人の芸能人生命に関わる事案として法的措置にまで訴えていることからすれば、より慎重な考慮が必要であった。

TBSも、本件放送に関しては「言葉足らず」であったとして反省を示しているが、その背景には何があるか、検証が求められる。TBSには、本決定の趣旨を真摯に受け止め、本決定で指摘した諸問題について、「言葉足らず」という総括にとどまらない掘り下げた検証を自ら行い、今後の番組制作に活かしてもらいたい。

I 事案の内容と経緯

1. 放送の概要と申立ての経緯

対象となった番組は、2017年12月29日にTBSテレビが放送した『新・情報7days ニュースキャスター超豪華！芸能ニュースランキング2017決定版』（以下、「本件番組」という）。ランキング形式で2017年の芸能ニュースを紹介するもので、その中で「14位、俳優・細川茂樹、事務所と契約トラブル」として細川茂樹氏が取り上げられた（この部分を以下、「本件放送」という）。

ナレーションで「昨年末、所属事務所からパワハラを理由に契約解除を告げられた細川茂樹さん。今年5月、契約終了という形で、表舞台から姿を消した。今年は、芸能人と事務所をめぐるトラブルが目立った」と伝えた。

細川氏は放送について「事務所からパワハラを理由に契約解除されたことをわざわざ強調して取り上げているが、仮処分決定で事務所側の主張には理由がないことが明白になっており、申立人の名誉・信用を侵害する悪質な狙いがあったと言わざるを得ない」と主張し、謝罪と名誉回復措置を求めて2018年1月10日申立書を委員会に提出した。

これに対してTBSテレビは、放送に「言葉足らずであって、誤解を招きかねない部分があった」として、申立人に謝罪するとともに、ホームページあるいは放送を通じて視聴者に説明する意向を示した。そして申立人を意図的に貶めようとして放送したという主張はまったくの誤解だと主張する「申立に関する経緯と見解」を2018年5月28日に委員会に提出した。

その後の双方の話し合いにおいても、謝罪の方法などにつき折り合わず、当事者同士の協議は不調に終わった。

委員会は、本件申立ては委員会運営規則第5条の苦情の取り扱い基準を満たしているとして第259回委員会で審理入りすることを決めた。

2. 本件放送の背景事情

本件放送の内容については3で述べるとして、まず、本件放送の背景となっている申立人と所属事務所の間に生じた専属契約をめぐるトラブル（以下、包括的に「本件トラブル」ということがある）の経過について、その概要を示しておく。

2016年12月26日、所属事務所（当時。以下同じ）から申立人に対して債務不履行を理由とする解除通知が行われたことに対し、2017年1月10日、申立人が専属契約上の地位にあることを仮に定めることなどを求めて東京地裁に仮処分申請

を行った。そこでは、申立人によるマネージャーへのパワハラの有無、放送番組出演業務などの不履行の有無などが争点となった。同地裁は、裁判官3名からなる合議体による4回の審尋を経て2月21日、申立てを認容する仮処分を行った（以下、「本件仮処分決定」という）。なお、本件仮処分決定には具体的な理由は付されていない。

本件仮処分決定については、テレビ各局の番組で取り上げられたが、その中にはパワハラが事実であることを前提とするようなものもあった。これに対して申立人は、各局に抗議を行い、協議を続けた結果、本件放送がなされる前の2017年12月11日、ある在京キー局が自社のホームページに謝罪の意を表明するコメントを掲載した（なお、本件放送後の2018年2月下旬、他の民放2局も同様の対応を行っている）。TBSにおいては、2017年2月25日、本件番組と同じ番組（本件番組は年末特番であるが、その通常放送としての番組）の冒頭において、本件仮処分決定についてコメントする申立人代理人のFAXの内容（次に述べる契約終了についても触れられている）を、フリップを用いて説明していた。

ところで、前述の解除通知とは別に、所属事務所は申立人に対し、2017年2月7日付けで専属契約の4条3項に基づく解約の申し入れを行い、申立人もこれを受け入れた。同条項は、契約期間中に、互いに3か月の準備期間を相手方に与えるならば、特段理由がなくとも契約を解除できるとするものである。その結果、申立人と所属事務所との間の専属契約は、同年5月7日をもって終了している。

その後、本件放送までに、申立人はAmeba芸能人ブログにてブログを再開したり、新聞でコラムを開始したりするなど、芸能活動を継続しているが、テレビやラジオの番組には出演していない。

3. 本件放送の内容

本件放送は、2017年の年末特番として放送された本件番組の一部である。本件番組は、2017年の芸能ニュースをランキング形式で取り上げるという2時間番組であり、本件放送は、その14位（ランキングは20位までである）の項目の冒頭になされたものである。

本件放送の内容を見ると、まず、「14位、俳優・細川茂樹、事務所と契約トラブル」というナレーションのあと、過去に放送された申立人のVTRが放送され、その中で「誰に何を言われようと、やんちゃに生きていきますね」という申立人の発言が流される（以下、「やんちゃ発言VTR」という）。

その後再びナレーションで、「昨年末、所属事務所からパワハラを理由に契約解除を告げられた細川茂樹さん。今年5月、契約終了という形で、表舞台から姿を消した。今年は、芸能人と事務所をめぐるトラブルが目立った」と述べられる。このナレーシ

ョンの際、画面右上には、「『細川茂樹』事務所と契約トラブル」というテロップが表示され（「事務所と」は赤字、「契約トラブル」は青字）、また、画面下には、ナレーションに合わせて、「“パワハラ” 疑惑で契約解除通告」、「今年5月『契約終了』」（「“パワハラ” 疑惑」は赤字、その他は白字）というテロップが表示されていた。

14位の項目では、以上を導入部として、複数の他のタレントのトラブルについて扱われており、14位の項目の放送時間が全体で7分30秒だったのに対し、本件放送の放送時間はそのうちの31秒であった。

4. 論点

委員会が主な論点として取り上げたものは、以下の通りである。

- ・ 本件放送による摘示事実はなにか。
- ・ 本件放送に「悪質な狙い」、「意図的な誹謗中傷のニュアンス」があったと言えるか。
- ・ 公共性、公益目的性、真実性・相当性
- ・ 本件放送による被害
- ・ 被申立人が、本件放送には説明不足の点があり、結果として配慮を欠く内容であることを認めたとうえでお詫びなどの提案をしていた点をどう評価するか。

II 委員会の判断

1. 名誉毀損について

(1) 摘示事実について

申立人の主たる主張は、本件放送は申立人がパワハラを理由に契約を解除されたとしたことが名誉毀損に該当するというものであるから、パワハラの有無についてどのような事実摘示がなされたかという点を中心に検討する。

テレビ番組によって摘示された事実がどのようなものであるかという点については、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として判断すべきである。その際、映像の内容、ナレーション、テロップなどの映像及び音声に係る情報の内容並びに放送内容全体から受ける印象などを総合的に考慮することが必要である（最高裁2003年10月16日判決〔テレビ朝日ダイオキシン報道訴訟〕）。

そこで、まず、「昨年末、所属事務所からパワハラを理由に契約解除を告げられた細川茂樹さん。今年5月、契約終了という形で、表舞台から姿を消した。」というナレーションについて検討する。このナレーションの前半部分は、所属事務所の主張を紹介するものである。また、後半の「契約終了という形で」という部分は、前述の専属契約4条3項に基づく契約終了のことを述べているが、一般視聴者には専属契約の内容に関する知識はなく、この部分の意味を正確に理解することは不可能である。一般視聴者としては、この部分を、ナレーション前半を受けて、パワハラを理由に契約終了になったのだと理解する可能性もあるが、「昨年末」の「契約解除」とする前半と、「今年5月、契約終了という形」という後半とで表現が区別されていることを感じ取って、単純にパワハラを理由とする解除ではないと理解する可能性もあるだろう。したがって、「昨年末、所属事務所からパワハラを理由に契約解除を告げられた細川茂樹さん。今年5月、契約終了という形で、表舞台から姿を消した。」というナレーションそのものからは、摘示事実が何かを確定することはできない。

次に、テロップは、「“パワハラ” 疑惑で契約解除通告」「今年5月『契約終了』』というものである。「パワハラ」という表現にダブルクォーテーション記号が付されているとともに、「疑惑」という言葉もつけられており、パワハラが事務所の主張であることを示す上述のようなナレーションがあることからすると、パワハラが存在したことを断定しているとは言い難い。他方で、「“パワハラ” 疑惑」の部分は赤字となっており、パワハラが存在したことを強調しているようにも見える。

さらに、上記のナレーションやテロップに先立って放送された、やんちゃ発言VTRも、パワハラが実際に存在したという印象を強めるものである。ところで、「やんちゃ」という言葉は多義的である。もともとは、「子どもがだだをこねること。わがまま。

また、そういう子ども。」といった微笑ましい様子を描写するニュアンスをも含むものとして、どちらかと言えばポジティブな意味で用いる場合が多かったようであるが、近年は、「〔若者が〕ぐれること。非行。」というネガティブな意味で使われることもある（いずれも、『三省堂国語辞典（第七版）』による）。

やんちゃ発言VTRは、2009年6月12日開催のイベント「『男のやんちゃ買い』推進委員会」発足記者発表会の模様を撮影したもので、そこでは、女性には理解されにくいことの多い男性のモノへのこだわりをポジティブに評価する意味で「やんちゃ買い」という表現が使われていることは明らかであるが、本件放送の視聴者はこうした文脈を理解することはできない。むしろ、本件放送はパワハラ（疑惑）をめぐるタレントと事務所との間のトラブルを話題にしているのであるから、その文脈からは、「やんちゃ」という言葉は上記のうちネガティブな意味合いで用いているように捉えられる可能性が高い。そして、申立人がこのネガティブな意味での「やんちゃ」な人物であるという印象を与えることから、パワハラが疑惑ではなく実際に存在したという印象を強める効果をもっていると言える。

以上からすると、本件放送は、一般視聴者の理解において、申立人がパワハラを行ったことを断定しているとまでは言えないが、そうした疑惑が相当程度濃厚であるという事実を摘示するものであり、申立人の社会的評価を低下させる。

なお、「表舞台から姿を消した」という表現についてTBSは、「第一線で活躍しておられたこととの比較で表現したつもりで、それ以上の意図も害意もない」としている。申立人は本件トラブルが生じるまではテレビでレギュラー番組をもつなどしていたのに対して、その後はテレビやラジオの出演が全くないというのであるから、このような表現を使ったことが不合理とは言えない。

（2）名誉毀損について判断することの適否

上記の通り、本件放送が申立人の社会的評価を低下させるとすれば、通常は、公共性、公益性、真実性又は真実相当性といういわゆる免責事由の判断に進み、名誉毀損の成否を判断すべきことになる。

しかし、委員会は、本件の場合、むしろ放送倫理上の問題として取り上げることの方が、今後の正確な放送と放送倫理の高揚への寄与のために有益であると判断する（決定第51号〔大阪市長選関連報道への申立て〕参照）。

この点についてももう少し述べると、言論と表現の自由を確保しつつ、視聴者の基本的人権を擁護するため、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的とするというBPOの目的（BPO規約3条）を受け、委員会には、人権侵害及びこれらに係る放送倫理上の問題に関する苦情を取り扱うとする任務が付与されている（放送と人権等権利に関する委員会運営規則5条1項1号参照）。すなわち、委員会は、放送局に

制裁を加えることを目的とするものではなく、報道被害の解決を図りつつ、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目指すべきものである。以上を踏まえれば、委員会には、どのような形で問題を取り上げることが正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することになるか、より具体的には、事案を人権侵害の問題として扱うか、放送倫理上の問題として扱うかについて、判断の余地が存在すると理解すべきである。

こうした観点から本件の事情を考察すると、第一に、「昨年未、所属事務所からパワハラを理由に契約解除を告げられた細川茂樹さん。今年5月、契約終了という形で、表舞台から姿を消した」というナレーション及びそれとほぼ同様の内容のテロップそのものについては、「I-2. 本件放送の背景事情」で述べたところからすれば、概ね真実である（もっとも、重大な言及漏れがあることは後述の通りである）。そして、本件放送はごく短いものであり、特に揶揄するような表現を用いているわけでも、前述の通りパワハラが存在を断定するものでもない。確かに、インターネット上には申立人がパワハラを行ったとする記事などが多数存在することは事実であるが、これは主として本件仮処分決定前後の各局の放送などの影響であると見られ、本件放送そのものの影響は小さいものと考えられる（もっとも、一般論として、社会的評価の低下の程度が小さいからといって名誉毀損が成立しないことになるわけではないのはもちろんであり、ここでその点を否定しようとしているわけではない）。

第二に、申立人が本件放送による被害の大きさを強調している点について見る。本件では、本件仮処分決定後に申立人にとって不本意な放送が各局でなされ、事後対応を求める折衝の結果、各局から謝罪などのコメントがようやく出されはじめた段階で本件放送がなされたという経緯がある。こうしたことからすれば、本件放送は申立人のそれまでの努力に冷水を浴びせるものとも言え、申立人が強い被害感情を抱くことには無理もない側面がある。さらに、申立人は、本件放送が事務所の意を受けて申立人を貶めるために意図的に悪意をもってなされたことを強調している。しかし、本件番組の担当者が所属事務所と密接な関係にあり、その意を受けて本件放送を行ったとする客観的な証拠は示されておらず、また、本件放送の放送時間の短さや本件放送の内容に照らしても、TBSの側に申立人を貶める意図や悪意があったとは認められない。したがって、上記のような申立人の被害感情には理解できる側面があるとはいえ、どのような観点から判断を行うかという問題との関係では、この点を過度に重視することは適当ではない。

第三に、TBSは早い段階から本件放送について一定の問題性を認め、被害回復措置をとる用意のあることを表明していたことも考慮すべきである。すなわち、申立人が本件放送に関して送付した質問状に対する回答の段階から、TBS側が本件放送について一定の問題点を認め、「ホームページでの補足説明を検討」することを含めて協議に応じることを表明していた。しかし、TBSの番組に1年間出演させることなど

を求めた申立人との間の協議はまとまらなかった。まとまっていたとすれば早期に一定の被害回復措置がとられる可能性があったと言える。

本件に関する上述のような事情を総合的に考慮して、委員会は、名誉毀損の成否についての判断をするよりも、放送倫理上の問題を取り上げることの方が、報道被害の解決を図りつつ、正確な放送と放送倫理の高揚への寄与のために有益であると判断し、以下では、放送倫理上の問題について検討する。

2. 放送倫理上の問題について

(1) 本件仮処分決定への言及がないことについて

申立人は、本件仮処分決定において申立人の主張が認められたにもかかわらず、本件放送ではそれに言及していないことが悪質であると強く主張している。委員会も、この点については、次に述べる通り、言及しないこととした判断の過程に問題があるほか、本件放送でこの点について言及しないことによってパワハラ疑惑がより強調される結果となっていることもあり、放送倫理上、見逃すことのできない問題があると判断する。

TBSも、本件番組の制作時点で、もちろん本件仮処分決定について知っていた。しかし、本件放送でこれに言及しなかった理由として、短い放送時間の中で制約があったことに加え、本件仮処分決定によってパワハラの存在が否定されたわけではないと理解しており、したがってパワハラがなかったとは言えないと判断したことをあげる。後者の点については、事務所側から、本件仮処分決定はパワハラを否定したものではないというコメントが出ていたことも考慮したとする。

しかしながら、簡潔な形で本件仮処分決定に言及することは容易であり、放送時間の制約という理由は説得力に欠ける。

後者の本件仮処分決定の理解の問題については、そもそも、一般に、当事者間で紛争があり、それを放送番組で取り上げる場合に、裁判所の判断が存在するのであればそれに言及するのがむしろ通常であろう。その意味では、本件仮処分決定をTBSの言うように理解したとしても、全く言及しないことが適切かどうかは疑問である。

確かに、本件仮処分決定には具体的な理由が付されていない以上、決定そのものの理解としては、TBSのような判断に全く根拠がないとは言い切れない。しかし、パワハラの有無が主な争点の1つとなっていた中で申立人の地位保全が認められた以上、パワハラの有無又はその程度に少なくとも大きな疑問符がついたと理解すべきであり、TBSの主張は、この点についても説得力を欠くと言わざるを得ない。

結局のところ、本件放送の制作過程では、本件仮処分決定のもつ意義が十分に理解されていたとは言えない。本件では、本件仮処分決定に言及しなかったことによって、

当事者の主張が食い違い、司法の場に持ち込まれるほどの紛争・トラブルの事案を扱う際に特に求められる公平・公正性及び正確性を欠くことになった点について、放送倫理上の問題があると言わざるを得ない。

(2) やんちゃ発言VTRについて

前述の通り、本件放送では冒頭、「14位、俳優・細川茂樹、事務所と契約トラブル」というナレーションのあと、過去の番組のVTRが放送され、その中で「誰に何を言われようと、やんちゃに生きていきますね」という申立人のやんちゃ発言VTRが流される。このVTRは、2009年6月12日開催のイベント「『男のやんちゃ買い』推進委員会」発足記者発表会の模様を撮影したものである。これも前述の通り、ここでは、男性のモノへのこだわりをポジティブに評価する意味で「やんちゃ買い」という表現が使われていることは明らかであるが、本件放送の視聴者はこうした文脈を理解することはできず、本件放送の文脈からは、パワハラが疑惑ではなく実際に存在したという印象を強める効果を持っている。

8年以上前のVTRを本件放送で使用した理由についてTBSは、ライブラリーで保存されていたものから数件の候補を選び出し、男らしさ、気風の良さといった申立人の人柄を端的に表しているVTRを使用したと説明している。また、このやんちゃ発言VTRを使用することにより、パワハラが疑惑ではなく実際に存在したという印象を強める効果を持ち得ることについては制作当時には認識がなかったが、結果的には配慮が足りなかったと述べている。

この点については、TBSも認める通り、申立人の名誉や名誉感情に対する配慮が不十分であり、放送倫理上の問題がある。

(3) 本件仮処分決定後の事情について

① 事後的な確認について

本件番組は、年末の特番として、1年間の芸能ニュースをランキング形式で振り返るというものであった。すなわち、芸能ニュースを時々刻々と放送するものではなく、一定の期間が経ってから改めて取り上げるものである。芸能ニュースであると一般の報道番組であるとを問わず、このような形式の番組においては、当初取り上げられた時点以降に生じた事情にも十分な考慮を払う必要がある。

本件番組の責任者は、過去の同じ番組においてすでに、本件仮処分決定も含め、本件トラブルについて取り扱っていたことから、このトラブルについて一定の情報を把握していた。そこで、本件放送に際して行った事後的な確認は、TBSにおいて芸能情報を集約する芸能情報ステーションに問い合わせたにとどまる。本件番組も含め各番組の制作者は、この芸能情報ステーションを取りまとめる芸能デスクを通じて情報

のやり取りを行うということであるが、そこでもこの点に関する仮処分決定以降の詳細な情報は持ち合わせていなかった（後述②③も参照）。

こうした対応で十分であったかどうかについて、本件番組のスタッフが申立人又はその代理人に再度確認していれば、本件仮処分決定の意義を認識することができ、本件放送で言及された可能性は高い。本件が、当事者の主張が食い違い、司法の場に持ち込まれるほどの紛争・トラブルの事案であったことを考えると、本件放送の前に申立人又は代理人に改めて確認をしておくことが望ましかった。ただし、それ以上に、この点について放送倫理上の問題があるとまで言えるかについては、委員の間で一致をみななかった。

② 申立人側とのA氏との面会について

申立人は、2017年9月22日に申立人が取材を通じて面識のあったTBSの芸能情報ステーションスタッフのA氏が申立人及びその代理人と面会して長時間の取材を行っていることから、TBSは申立人側の主張を十分に理解しているはずで、それにもかかわらず本件放送では本件仮処分決定に言及しないなどの問題があるのは悪質で意図的であると強く主張する。

9月22日の面会前後の経緯や面会の趣旨については、申立人とTBSとの間で主張に食い違いがある。特に、申立人は、A氏は上司の指示を受けて訪れたのだとする一方で、TBSは、芸能情報ステーションのデスクによる指示は一切なかったとしている。そして、TBSは、この時の面会でA氏が申立人側から受領した資料は、芸能情報ステーションには残っていないとしている。

こうした事実関係に関する双方の主張のいずれが真実か、委員会として判断することは困難であるものの、芸能ニュースがその時々の「旬」の話題を追って次々に関心を移行させていくものであることを考えると、9月22日の時点では本件トラブルについての関心は沈静化していたこと、また、上述のように、本件番組のスタッフは芸能情報ステーションのデスクとやり取りをすることになっており、A氏と直接の接点をもつ仕組みとはなっていないこと、からすれば、申立人側がA氏に話した内容及び渡した資料が本件番組のスタッフに伝わっていなかったことは十分考えられる。

③ 他局による謝罪コメントの掲載について

申立人の主張によれば、TBSは本件番組に先立って発表された他局の謝罪コメントを知っていながら本件放送を行ったのであり、そこには悪質な狙いがあったと言う。

前述の通り、本件番組が放送される前の2017年12月11日から、ある在京キー局の情報番組のホームページ上に、本件仮処分決定の説明に不適切な部分があり、「関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたこととお詫びいたします」とする謝罪コメ

ントが掲載されていた。

この点について、TBSは、ネットニュースなどで伝えられていれば気づいたかもしれないがそのようなことは把握しておらず、他局のホームページを逐一チェックすることはしていないため謝罪コメントが掲載されていることは知らなかったと説明している。確かに、他局のホームページを逐一チェックすることまでを放送局に求めるのは困難かもしれない。

もっとも、本件では、上記謝罪コメント掲載後の12月17日、申立人は上記のA氏に対して、掲載を知らせるメールを送信している。このことから、申立人は、本件番組の責任者は謝罪コメントの存在を知っていたはずだと主張する。しかし、A氏は芸能情報ステーションのスタッフであって本件番組に直接関わっているわけではないため、申立人がA氏に対して上記キー局の謝罪コメント掲載について連絡をしたとしても、本件番組のスタッフに伝わっていないことは考えられ、謝罪コメントについて知らなかったというTBSの主張はあり得るものである。ただし、①で述べたように、本件放送の前に本件番組のスタッフが申立人又は代理人に確認をしていれば、この点についても知り得たはずであった。

Ⅲ 結論

以上の通り、委員会は、本件仮処分決定に言及しなかった結果、当事者の主張が食い違う紛争・トラブルの事案を扱う際に特に求められる公平・公正性及び正確性を欠くことになった点、及び、やんちゃ発言VTRを使用したことが申立人の名誉や名誉感情に対する配慮に欠けた点については、放送倫理上の問題があると結論付ける。

本件放送は芸能情報番組の一部であるが、芸能情報については、制作者側に、視聴者が必ずしも真剣に受け止めるわけではないし、芸能人である以上は多少不正確な情報でも甘受すべきだという考えがあるのかもしれない。一般的にはそのように言える場合もあり得るが、本件は申立人の芸能人生命に関わる事案として法的措置にまで訴えていることからすれば、より慎重な考慮が必要であっただろう。

TBSも、本件放送に関しては「言葉足らず」であったとして反省を示しているが、その背景には何があるか、検証が求められる。TBSには、本決定の趣旨を真摯に受け止め、本決定で指摘した諸問題について、「言葉足らず」という総括にとどまらない掘り下げた検証を自ら行い、今後の番組制作に活かしてもらいたい。

IV 放送概要

被申立人が提出したDVDなどによると、本件放送の概要は以下の通りである。

○○：映像、T：テロップ文字、(Na)：ナレーション

<p>14位細川茂樹 T：事務所と契約トラブル</p> <p>細川氏語り T：2009年 T：「誰に何を言われようとやんちゃに生きていきますね」</p> <p>マイクをもつ細川氏 T：14位細川茂樹 事務所と契約トラブル (右肩に終わりまで) T：俳優 細川茂樹 (46) T：“パワハラ” 疑惑で 契約解除通告</p> <p>「Some day」の看板 (手前右に細川氏の顔) T：今年5月「契約終了」</p> <p>タレント4人の顔右端に細川氏</p>	<p>(Na) 14位、俳優・細川茂樹、事務所と契約トラブル</p> <p>(細川氏)「誰に何を言われようとやんちゃに生きていきますね」</p> <p>(Na) 昨年末所属事務所からパワハラを理由に契約解除を告げられた細川茂樹さん。</p> <p>(Na) 今年5月契約終了という形で表舞台から姿を消した。</p> <p>(Na) 今年は芸能人と事務所を巡るトラブルが目立った。</p>
--	---

V 申立人の主張と被申立人の答弁

提出書面及びヒアリングによると、双方の主張と答弁は以下のように要約できる。

	申立人（細川茂樹氏）	被申立人（TBSテレビ）
主たる主張	<p>◆所属事務所が申立人の横暴なふるまいを理由に契約解除したのは無効だとする東京地裁の仮処分決定が出ているのに、放送は、申立人が「パワハラ」を理由に所属事務所から契約解除されたとわざわざ強調して取り上げている。</p> <p>本人や家族など関係者に精神的苦痛を与え、著しく本人の名誉・信用を毀損した。</p>	<p>◆言葉足らずであって、誤解を招きかねない部分があったと判断し、細川氏におわびするとともにホームページあるいは放送で視聴者に説明することを提案。意図的ではなかったことを理解してもらいたい。</p>
問題となる内容	<p>◆東京地裁は所属事務所側の主張を理由とする契約解除は無効だという訴えを全面的に認めた。にもかかわらずTBSは2017年末になって再びこの問題を取り上げ、「事務所と契約トラブル。俳優・細川茂樹が所属事務所からパワハラ疑惑で契約解除通告された」などと所属事務所から「パワハラ」を理由に契約解除の通知をされたことをわざわざ強調して取り上げた。</p> <p>◆「所属事務所の主張による契約解除は仮処分命令で無効になった」ことこそ報道すべきであり、「パワハラを理由に契約解除を告げられた」などと否認された解除理由をあえて報道する必要はなく、放送時の段階では、単に「期間満了により契約を解消した」というだけで足りるはずである。</p> <p>◆「パワハラ」という言葉を断定できないが使いたいということで、疑惑という表現なら良いだろうとして使ったもの。</p>	<p>◆所属事務所から、マネージャーに対するハラスメントなどを理由として、書面で契約を解除する旨の通知を受けたこと、東京地方裁判所から地位保全の決定が出されたこと、その後事務所との契約が終了になったことなどの事実を短い時間の中で端的に伝わるようにと考え、「昨年末、所属事務所からパワハラを理由に契約解除を告げられた細川茂樹さん」「今年5月契約終了という形で表舞台から姿を消した」という表現になった。</p> <p>◆放送では「事務所と契約トラブル」「所属事務所からパワハラを理由に契約解除を告げられた」と表現しており、それ自体に事実関係の誤りはない。</p> <p>◆仮処分決定では裁判所が「パワハラ」がなかったと判断しているとは断定できない。TBSは「パワハラ」があったかなかったかを判定する立場にはない。</p> <p>◆「パワハラ」は確定した事実ではなく、事務所の主張にすぎないことを伝</p>

<p>◆所属事務所側の契約解除が裁判で無効とされていることをあえて伝えなかった結果として、全国の視聴者に本件俳優と「パワハラ」の関係を意識させる結果をもたらしたことは明らかである。</p> <p>◆2017年12月に他局が「事実」に基づかない所属事務所の主張をことさらに取り上げて報道したことを謝罪する旨のコメントを公表していることはTBSも認識していたはず。</p> <p>◆TBSの芸能情報担当のA氏は上司の指示で取材に訪れている。その際に申立人の主たる主張や裁判の結果はA氏に十分に伝えていた。</p> <p>◆「表舞台から姿を消した」という表現は、所属事務所側に都合の良い表現で、本件俳優にマイナスイメージを与える印象付けである。</p> <p>◆所属事務所との契約関係終了後の芸能活動の様子を一切紹介することなく、「表舞台から姿を消した」などと表現する、というのは明らかに誹謗中傷の意図がある。</p> <p>◆印象付けのために数ある動画VTR素材の中から、わざわざ「やんちゃ」という発言をしたイベントのコメント部分を流し、視聴者に事実かどうかかわからないが、そういう発言をするならパワハラがあったかもしれないという印象を与える演出を加えた。</p>	<p>える趣旨で、「疑惑」というテロップを使った。</p> <p>◆他局のホームページで書かれた内容は承知していなかった。</p> <p>◆芸能情報担当A氏からの情報については報告はあったかもしれないが、番組担当者の記憶にはない。資料についても芸能情報デスクは受け取った記憶はない。</p> <p>◆A氏は当該番組に直接かかわっていない。</p> <p>◆「表舞台から姿を消した」というのは、細川氏をテレビなどで見かけることが少なくなった状況を表現したものの。第三者の意向を受けて、そのような表現をしたものではない。</p> <p>◆「やんちゃに生きていきます」という部分の使用意図は、短い時間で細川氏を分かりやすく端的に紹介できるものを探した結果で、細川氏の気風の高さが伝わる素材だと判断した。</p>
--	--

	<p>◆番組の責任者には、所属事務所と意思を通じて、本件俳優のマイナスイメージを全国的に流し、本件俳優をこの業界で働きにくくする意図があったと言わざるを得ない。</p> <p>◆この放送により、所属事務所の意向を汲んだフェイクニュースが溢れる事態となった。</p> <p>◆この放送で少しずつ沈静化したインターネット上の記事や動画が再び「パワハラ」という表現でまとめて検索上位にかかるようになる被害が続いている。</p>	<p>◆情報番組の制作者と所属事務所には利害関係は存在していない。</p> <p>◆当該番組の責任者は所属事務所と共同で仕事をしたことはない。</p> <p>◆本件放送が細川茂樹氏に関する評価に何らかの影響を与えたとは言えない。</p> <p>◆本件放送により、「記事や動画がパワハラという表現でまとめて検索上位にかかる被害が続いている」ことを推測させるものは何もない。</p>
<p>申立書送付後のやり取り</p>	<p>◆2018年2月 TBSに対して「なぜパワハラ疑惑と伝えたのか」などを問う質問状。</p> <p>◆2018年3月 TBSに対する「要望書」の中で、1年間の番組出演などを求める。</p>	<p>◆2018年2月 質問状に回答。この中で「ホームページ上での補足説明を検討したい」意向を伝える。</p> <p>◆2018年2月 「裁判について言及しなかったことで視聴者に誤解を与えた」などとするホームページ掲載案を提示</p> <p>◆2018年3月 細川氏に対して、要望には応じられない旨回答。</p>
<p>放送局への要求</p>	<p>◆放送の重大な問題性を反省し、なぜ、敢えてこのような放送を昨年末に行ったのか。その経緯、背景をタレント側に真摯に説明し、謝罪してほしい。さらにタレントの名誉を回復する措置を講じてほしい。</p> <p>◆他局が2017年2月時点の放送に関して行った謝罪訂正のようなものではなく、12月に敢えて放送したことに対する謝罪が必要。</p> <p>◆当該番組は他局とは全く異なる本質的な反省を示してほしい。</p>	<p>◆TBSテレビとしては番組を検閲して、至らなかった点を認め謝罪しようとしたが、「事務所の意を受けて、意図的に誹謗したことを認めなければ、話し合う余地はない」と拒絶された。</p> <p>◆細川氏に大変なご心痛をおかけしたことを理解し、申し訳ないと思っている。レギュラー番組の中で丁寧に説明しておわびする用意がある。</p>

VI 申立ての経緯及び審理経過

年 月 日	主 な 内 容
2016年12月26日	所属事務所から細川茂樹氏に対し専属契約の解除を通知
2017年 1月10日	細川氏東京地裁に地位保全の仮処分を申請
2月21日	地位保全の仮処分決定
2月22日	テレビ各社が細川氏と事務所のトラブルを放送
2月25日	TBSテレビ「新・情報7daysニュースキャスター」で細川氏代理人のコメントを報道
5月 7日	細川氏と所属事務所との契約終了
12月29日	TBSテレビ「新・情報7daysニュースキャスター超豪華！芸能ニュースランキング2017決定版」放送
2018年 1月10日	申立人、委員会に「申立書」を提出
5月28日	TBS、委員会に「申立に関する経緯と見解」書面を提出
6月19日	第259回委員会、審理入りを決定
7月 2日	TBS、委員会に「答弁書」を提出
7月17日	第260回委員会、審理
7月20日	申立人、委員会に「反論書」を提出
8月 6日	TBS、委員会に「再答弁書」を提出
9月18日	第261回委員会、審理
10月 9日	起草委員による論点と質問項目の検討
10月16日	第262回委員会、審理
11月20日	第263回委員会、ヒアリングと審理
12月10日	第1回起草委員会
12月18日	第264回委員会、審理
2019年 1月 9日	第2回起草委員会
1月15日	第265回委員会、審理
2月 8日	第3回起草委員会
2月19日	第266回委員会、審理、「委員会決定」案を了承
3月11日	「委員会決定」を通知・公表

放送倫理・番組向上機構 [BPO]
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

委員長	奥 武 則
委員長代行	市 川 正 司
委員長代行	曾我部 真 裕
委 員	紙 谷 雅 子
委 員	城 戸 真 亜 子
委 員	白波瀬 佐和子
委 員	二 関 辰 郎
委 員	廣 田 智 子
委 員	水 野 剛 也